

第四十三回国会 衆議院

石炭対策特別委員会議録 第二十号

(五二九)

昭和三十八年六月六日(木曜日)
午前十時四十四分開議出席委員
委員長 上林山榮吉君
理事有田 喜一君 理事岡本 茂君
理事神田 博君 理事中川 俊思君
理事岡田 利春君 理事多賀谷眞穂君
理事中村 重光君木村 守江君 倉成 正君
白濱 仁吉君 中村 幸八君
井手 以誠君 滝井 義高君
細迫 兼光君

出席國務大臣 通商産業大臣 福田 一君

出席政府委員
厚生事務官 大山 正君
(社会局長) 通商産業政務次官 正雄君
(公益事業局長) 通商産業事務官 塚本 敏夫君
(主計官) 大藏事務官 田代 一正君
(主計官) 大蔵事務官 田辺 博通君
(重工業局次長) 通商産業事務官 井上 亮君
(大臣官房参事官) 通商産業事務官 長(赤松勇君紹介)(第三九九六号) 松島 五郎君六月三日
炭鉱労働者の雇用安定等に関する請
願(赤松勇君紹介)(第三九九七号)
同(加藤清二君紹介)(第三九九七号)同(穗積七郎君紹介)(第三九九八号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第九二号)
電力用炭代金精算株式会社法案(内閣提出第九三号)
石炭鉱業経理規制臨時措置法案(内閣提出第一一二四号)
重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五八号)

○上林山委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案、電力用炭代金精算株式会社法案、石炭鉱業経理規制臨時措置法案及び重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題として質疑に入ります。質疑の通告がありますので、これを許します。岡田利春君。

○岡田(利)委員 初めに、過般開かれました石炭鉱業審議会において、昭和三十八年度の閉山のワクが五百五十三万トンに決定されておるわけですが、一年度以降どの程度の閉山規模を想定しておりますのか、まずお伺いしたい。

○廣瀬(正)政府委員 三十八年度の分

は、先般の審議会で決定を見たのですが、三十九年度以降は未定であります。

○岡田(利)委員 有沢調査団の答申に基づくと、閉山規模については明らかにされておりませんけれども、大体そのめどとして一千二百万吨程度と言われてみたり、一千百万トン程度ではないかと言われている。いずれにしても一千百万吨をこえることはないという考え方には貫かれておると思うわけです。

〔委員長退席、神田委員長代理着席〕
そういたしますと、この閉山規模といふのは調査団が調査した時点でありますから、当然昭和三十七年度も含み、昭和三十八年度にかかり、さらに昭和三十九年度以降四十二年度の間、石炭鉱業の近代化並びに石炭産業の安定というふことを考えた場合、おのずから一応その想定されるべき閉山規模といふものが出てくるのではないか、こう実現するわけです。したがつて需要の面について、いわゆる五千五百万トンといふものが一応保証されておるわけですから、五千五百万トンの供給というものは、その裏返しをすると、保證せられるということになつてまいるわけです。したがつてビルダップをするわけです。したがつてビルダップをする山、維持する山、さらに閉山する山、あるいは新鉱開発をする山といふことになつてしまりますと、大体その想定が出てくるのではないか、こう思ふのですが、その点については、全然

そういう想定がないという理解でいいのかどうか、お伺いしたいと思うのであります。

○井上説明員 ただいま御質問がありまして石炭鉱業調査団といたしましては、昭和四十二年度までに、閉山規模でおおむね千二百万トン程度、この千二百万トンと申しますのは、これは生産減少分として千二百万トンという意味であります。いわゆる先般の石炭鉱業審議会で決定されました閉山規模といふことになりますと、この生産減

で千二百万トンというのは千五百万トン程度でございます。なお、こういう閉山を一面においてやりますと同時に、一面においてビルドを、増強炭鉱の育成をしまして、生産規模といたしましては、五千五百万トン程度の生産を維持するよう努力していくかたいと

いう趣旨でございますので、政府としても、それに対応する需要についても、この生産規模にマッチするよう努力していくかといふことになっております。

○岡田(利)委員 千二百万トン程度といふのは生産減少分であつて、即それが閉山規模ではない。したがつて閉山規模の場合には千二百万トン以下であるということだけは間違いないと思ふのですね。

○井上説明員 ただいまの私の説明、ちょっとと不十分であった点があるかと思いますけれども、先ほど申しました、調査団が昭和四十二年度までに閉山規模を生産減少分として千二百万トンというふことを申しておるわけですが、この生産減少分は、年々炭鉱が縮小していく、そして閉

も、将来六千万トン程度の確保に向かつて最大限努力をするのだ。五千五百トン以上については努力がついています。しかし総理の答弁では、これは本会議でも答弁されておるわけですが、これは明らかにされておるわけですが、それは非常に需要の確保は困難であるけれども、五千五百万トンの確保は、これは絶対保証であるということは明らかだと思います。しかし総理の答弁では、いかがでしようか。○廣瀬(正)政府委員 御承知のように、石炭需要の確保は、今非常に困難でございますけれども、政府といたしましては、五千五百万トンはぜひとも確保したいということで努力を続けておるわけでございます。さらに各方面の御要請もあることでもございますので、目標といたしましては、さらに努力を重ねまして、六千万トンを確保したいというふうなことでまいっております。それで、目標といたしましては、さらには、六千万トンを確保するための御要請もあることでもございます。

第一類第四号 石炭対策特別委員会議録第二十号 昭和三十八年六月六日

申しております千二百万トンといいますのは、千五百万トン合になるというふうに考えます。なぜ数字があえるかと申しますと、いわゆる石炭鉱業審議会等で審議いたします閉山規模は買上げ規模でござりますから、過去三年間の当該炭鉱の生産の平均をとりますので、閉山するような炭鉱についての生産は年々減少していくまでの、過去三年間の平均をとりますと、この数字があえるわけでございます。そういう意味でお答え申し上げたわけあります。

○岡田(利)委員 私は、いまの説明はちょっとと理解に苦しむわけなんです。

というのは、結局基準になる年度は五千五百万吨に達していないわけです。しかし、いずれにしても、今まで過去三カ年においても、五千五百万吨の生産が確保された年はないわざです。一応現在の出炭の規模は、五千七百万トンと言われてみたり、五千八百万トンではないとか、いろいろ言われておりますけれども、出炭実績は五千五百万吨に達していないわけです。そういたしますと、千二百万トン生産を減少させるということは、一方において千二百万トンないし千三百万吨のいわゆる出炭増をほかの山でしなければならないという問題が出てくるでしょうし、千五百万トンのいわゆる閉山をするということになりますと、当然生産減少の面も、縮小維持といふ炭鉱もあるわけです。そういたしまして、逆に千五百万トンに閉山減少、維持炭鉱群の総出炭量を足して、

その分は最低限、ビルドアップの山あるいは新鉱開発で出炭が増加しなければならない、こういうことになると思ふ申しますと、いわゆる石炭鉱業審議会等で審議いたします閉山規模は買上げ規模でござりますから、過去三年間の当該炭鉱の生産の平均をとりますので、閉山するような炭鉱についての生産は年々減少していくまでの、過去三年間の平均をとりますと、この数字があえるわけでございます。そういう意味でお答え申し上げたわけあります。

○井上説明員 生産計画、生産規模との関係で申し上げますと、結局生産減少分で千二百万トン程度の閉山が行なわれるということになりますと、五千五百トンの出炭は維持するという考

え方に立ちました場合には、この千二百万トンに該当する程度のビルドを考

える、平たくいえばそういう考え方になります。その場合には閉山規模でなく考えていいのじゃないか。生産計画あるいは生産規模として考えますと、そのようになります。

○岡田(利)委員 この点、われわれが調査団の説明を具体的に受けた場合と通産省の理解では、だいぶ食い違いがあると思うのです。私どもの理解は、大手、中小炭鉱含めて、大体この答申に基づくと千二百万トン程度の閉山規模になる。千二百万トンの山は閉山をしなければならぬだろう、こう実はいわれておるわけです。ですから、逆に、千五百万トン閉山するというのには、千五百万トンは生産減少であつて、千二百万トンが閉山規模であるといふことであれば、理解ができると思ふ。一方において縮小維持分で

申上げましても、この五百五十三万トンと申しますのは、本年度、三十八年度に閉山する炭鉱が三十八年度に生産した数量、これが閉山すればなくな

るその数字ではございませんで、閉山規模といいます場合は、本年度閉山いたします山の過去三年間の生産実績

として、五百五十三万トンといいうのを加味しつつ、さらに今日まで問題になってきたこれらの面を考えて、通産省としてのそういう総合的な検討の中

でございます。具体的に表で説明いりますと、すぐおわかりいただける

と思いますが、簡単に申し上げます

と、生産減少で千二百万トンといいま

すのは、たとえば調査団では四十二年

度までを目途に考えておりますので、

三十七年度から三十八年度までに閉山する山が現実にその時点で生産してい

る、それが何トン減少するか、こうい

う計算を年々閉山炭鉱について累積し

て計算したものが千二百万トンでござ

ります。私が申しました閉山規模とい

いますのは、たとえば先般石炭鉱業審

議会の合理化部会で決定になりました

五百五十三万トンについて例をあげて

申し上げましても、この五百五十三万

トンと申しますのは、本年度、三十八

年度に閉山する炭鉱が三十八年度に生

産した数量、これが閉山すればなくな

るその数字ではございませんで、閉山

規模といいます場合には、本年度閉山

いたします山の過去三年間の生産実績

として、五百五十三万トンといいうの

を加味しつつ、さらに今日まで問題になってきたこれらの面を考えて、通産省としてのそういう総合的な検討の中

でございます。具体的に表で説明いりますと、すぐおわかりいただける

と思いますが、簡単に申し上げます

と、生産減少で千二百万トンといいま

すのは、たとえば調査団では四十二年

度までを目途に考えておりますので、

三十七年度から三十八年度までに閉山

する山が現実にその時点で生産してい

る、それが何トン減少するか、こうい

う計算を年々閉山炭鉱について累積し

て計算したものが千二百万トンでござ

ります。私が申しました閉山規模とい

いますのは、たとえば先般石炭鉱業審

議会の合理化部会で決定になりました

五百五十三万トンについて例をあげて

申し上げましても、この五百五十三万

トンと申しますのは、本年度、三十八

年度に閉山する炭鉱が三十八年度に生

産した数量、これが閉山すればなくな

るその数字ではございませんで、閉山

規模といいます場合には、本年度閉山

いたします山の過去三年間の生産実績

として、五百五十三万トンといいうの

を加味しつつ、さらに今日まで問題にな

きました山の過去三年間の生産実績

その分は最低限、ビルドアップの山あるいは新鉱開発で出炭が増加しなければならない、こういうことになると思ふですね。この点についてはいかがですか。

○井上説明員 私のお答えいたしましたことは調査団の趣旨と全く同じ考え方でございます。具体的に表で説明いりますと、立ちました場合には、この千二百万トンに該当する程度のビルドを考える、平たくいえばそういう考え方になります。その場合には閉山規模でなく考えていいのじゃないか。生産計画あるいは生産規模として考えますと、そのようになります。

○岡田(利)委員 この点、われわれが調査団の説明を受けた場合と通産省の理解では、だいぶ食い違いますが、そのようになります。

す。ここからいわゆる、今度の審議会に

うのでござります。

企業の言うなりに六百七十一万トンの閉山規模をただ出すという結果が生まられてきているのではないか、こう私は考えざるを得ないのでですが、この辺の関係についてひとつ御答弁を願いたいと思つわけです。

○廣瀬(正)政府委員 御指摘の前段でございますが、役所のほうは案をつくに集計して出したというようなことはないのありますまして、先刻私から御答弁しましたように、十分審査、修正いたしまして案をつくつたつもりでござりますけれども、さらに審議会におかれまして、観点を変えられてごらんに集計してござります。決して役所のほうが無条件でうのみにしたということではないのでござります。

ささらに第二のお尋ねであります調査団の報告につきまして、詳細な資料を提出するということに役所が阻止をします。さよう御承知願いたいと思ひます。

○岡田(利)委員 では、有沢團長が私の質問に対して、詳細を報告します。それまでは調査団の任務は終わらせん、こう言つておるが、その詳細は正式に出されたのかどうか、出されたとすればそれは公表できないものかどうか。調査団の報告なんですかこれは当然報告しますと、團長は私に明言をしています。ただいま調査団におかれましては、ただいま調査団におかげまして検討を続けられておるものだと思

おる、こう言われますけれども、それ

は調査団としての任務の放棄ではないか。少なくとも団が解散するといふ

場合は、政府の一応の了解がなけれ

ば解消できるものではないわけですか、一方的に任務を放棄したのか、団

は別ですが、わざわざ総理が直接團長を見ても、あれだけの国民的な期待と、炭鉱労働者と政府の約束に基づいた調査団としては、この大綱だけではその任務を果たしておるというふうに理解できないわけです。これはきわめて抽象的であつて、一體こういう結論が導き出された調査の結果といふものは一

体どうだったかという点については、何ら明確ではないわけです。たとえばこれから質問したいと思っておる需要の確保についても、電力並びに原料炭の鉄鋼、ガス、これらに対する方向といふものは大体大綱として出されておりませんけれども、それ以外に非常に重要な問題が実は数多くあるわけです。これらについても、その後詳細にこの裏づけは、一體どういう考え方のもとに出されてきたのかという点なども明らかになつておりますし、その後詳細にこの裏づけは、

として非常に重要なことになるのではないか。これは政治に対する信頼感の問題として非常に重要なことになるのではない

か。これは政府に対する信頼感の問題として非常に重要なことになるのではないか。この点をもう一度お聞きしたいと思うわけです。なお、この点が不明確であれば、あらためて大臣、総理の出席のときには政府の考え方をただしたい、こう

して、大綱によつて答申が出たといふふうに考えておりますけれども、詳細な資料を報告されるということにつ

きましては、少しもこちらは阻止する意図はないのでありますけれども、詳しく述べておるところに、この点をもう一度お聞きしたいと思うわけです。なほ、この点が不明確であれば、あらためて大臣、総理の出席のときには政府の考え方をただしたい、こうして、大綱によつて答申だと認められたわけでありまして、その後のふえんいたしました詳細な資料等は、お出しになりますのは非公式にお出しにならぬといふことと差しつかえないのじやないか、かように考えております。

○岡田(利)委員 しかし調査団の團長

が詳細を出すというのに、大綱でよろしいのだ、あとは非公式でよろしいの

だと言う権限は一体あるのだろうか。

調査団は團をまだ解散していない、調査団の構成は残っているということになりますが、そういう理解でよろしゅうございますが、そういう理解でよろしゅうございます。

○岡田(利)委員 御承知のようになりますが、當時團員であられました方が一部そういうことを進められておるようでござります。

○岡田(利)委員 私は調査団の答申大綱を持つておるのですが、これはどう見ても、あれだけの国民的な期待と、炭鉱労働者と政府の約束に基づいた調査団としては、この大綱だけではその任務を果たしておるというふうに理解できないわけです。これはきわめて抽象的であつて、一體こういう結論が導き出された調査の結果といふものは一

体どうだったかという点については、何ら明確ではないわけです。たとえばこれから質問したいと思っておる需要の確保についても、電力並びに原料炭の鉄鋼、ガス、これらに対する方向といふものは大体大綱として出されておりませんけれども、それ以外に非常に重要な問題が実は数多くあるわけです。これらについても、その後詳細にこの裏づけは、

として非常に重要なことになるのではないか。これは政治に対する信頼感の問題として非常に重要なことになるのではないか。この点をもう一度お聞きしたいと思うわけです。なほ、この点が不明確であれば、あらためて大臣、総理の出席のときには政府の考え方をただしたい、こうして、大綱によつて答申だと認められたわけでありまして、その後のふえんいたしました詳細な資料等は、お出しになりますのは非公式にお出しにならぬといふことと差しつかえないのじやないか、かのように考えております。

○岡田(利)委員 ただし大綱を正式な答申だと認められたわけでありまして、その後のふえんいたしました詳細な資料等は、お出しになりますのは非公式にお出しにならぬといふことと差しつかえないのじやないか、かのように考えております。

○岡田(利)委員 しかし調査団の團長

が詳細を出すというのに、大綱でよろしいのだ、あとは非公式でよろしいの

だと言つて認められるのだというよう

に、國はすでに解散されたのでありますけれども、當時團員であられました方が一部そういうことを進められておるようでござります。

○岡田(利)委員 御承知のようになりますが、當時團員であられました方が一部そういうことを進められておるようでござります。

○岡田(利)委員 しかし調査団の團長

が詳細を出すというのに、大綱でよろしいのだ、あとは非公式でよろしいの

だと言つて認められるのだというよう

に、國はすでに解散されたのでありますけれども、當時團員であられました方が一部そういうことを進められておるようでござります。

○岡田(利)委員 しかし調査団の團長

が詳細を出すというのに、大綱でよろしいのだ、あとは非公式でよろしいの

では異例の措置といたしまして、石炭鉱業審議会の部会長会議でこの善後措置をきめたいという提案を合理化部会長がされまして、それを合理化部会雇用部会全員が一応この部会長会議に一任するというような決議を行ないまして、それに基づきまして部会長会議とされ開きました。この問題を討議したわけでございますが、部会長会議とされましては、種々各方面から、あらゆる角度から検討されました結果、政府原案の妥当性は認める、しかし地域経済に及ぼす影響、雇用の安定等の見地から、筑豊地域においては閉山規模をさらに政府の原案よりも百万トン削減することが最終的には妥当であるというような答申を行なわれたわけでござります。その際さらに、百万トンを削減するけれども、この該當炭鉱については、やはり地域経済に及ぼす影響と雇用対策上の見地、こういうような点から考えて第二会社形態がかかるべきであろうというような意見が政府に提出されておるわけであります。御承知のように、政府におきましても、毎々通産大臣が御答弁されておりますよう、この第二会社化ということについては、政府としては従来一貫して、今日もそうでございますが、好ましくないという見解をとつておるわけでござります。この部会長会議の御意見とされましても、同じような意見を政府に出したわけであります。一応部会長会議の意見を朗読してみますと、「閉山規模百万トンの削減によつて影響を受けると想定される筑豊二山について具体的に検討した結果、第二会社方式によつて合理化を行なう以外にないとの判断に到達した。もとより第二会社方式

は石炭鉱業調査団の答申においても原
則としてはこれを認めないこととし、
雇用対策上やむを得ない場合において
労使双方が必要と認めるときに限りこ
れを許容することとした。われわれも
安定はさらに拡大するものと考えられ
る。よって関係労使双方ともにこの趣
旨を理解して再建のための合理化を進
めることが望むこととした。以上のような趣
旨で、政府はもとよりこの第二会社方
式というものは原則的に好ましくな
い、認めます例外的な場合といいます
のは、雇用対策上真にやむを得ない場
合に限つて労使双方が納得する場合に
認める、こういふ態度できておつたわけ
であります。が、石炭鉱業審議会におき
ましても、ただいま申し上げましたよ
うな趣旨で、好ましくはないが、これが
最善の案ではないかというような考え方
で答申されたわけでございまして、
この点につきましては、私どもの従来
の見解、政府の従来の見解と同じ趣旨
でございますので、政府としましても、
この部会長会議の意見を尊重していき
たいというふうに考えております。

いと思うのです。政府の閣議決定であります。でにきまつておることである。そういたしますと、石炭鉱業審議会というものが政府の閣議決定まで無視をするような一つの結論を出す、方向を出すということは、私は審議会として行き過ぎたがだと思うのです。審議会は少なくとも個別の問題については、結論を出さぬことになっている。閉山規模をきめさせて、会社側から労働組合に閉山の問題について提案をする。合理化についても同様、人員削減についても提案をする。それを受け、労使の関係でこれが協議される。その結果、労働組合がこれを第二会社として認めるといふのであれば、これは閣議決定の趣旨に反しないわけですから、そういう方向で問題が解決されるかもしれません。しかしながら、そういう労使の関係には介入をしない。ただ自後問題があつて、これが審議会でさらに問題にされると場合には、ある程度具体的に調議されることもあるという、きわめて消極的な態度がこの審議会の審議の原則として確立されておるはずなんです。にもかかわらず、今度の九州の筑豊二山、田川、山野については、第二会社以外になつて、こう規定することは私は行き過ぎだと思うのです。百万トン閉山規模を縮小して、そのあとは三井鉱山から三井の当該労働組合に合理化案を提示することで事足りる問題である。これは明らかに労使関係に対する審議会の不當介入である、こう言わざるを得ないと思う。閣議決定の趣旨からいつても審議会の性格からいつても、そうで

る権限はないはずである。それ以外意見を付する資格はないはずであるそれを付するということは、これはらかに労使関係に対する不当介入で、企業形態の変更に対してそういう物を申すということは行き過ぎである、こう私は断ぜざるを得ない。すなはち、山の名前が明らかになつて、経形態についてはつきり意見を付されているということになりますと、これは私にはとても理解できないと思うです。審議会としては温情で、閉山のよりも、雇用上の問題もあるし、いろいろあるから、これは第二会社のうがいい、そういう意見もあるようから、そういう意見をつけても大して問題にならぬだらう。こういうことしますと、そういう常識や良心性やつたということであつても、審議会の性格はこれによつてがらりかわります。そういうことが今後審議会でられるとするならば、これはたいへんなことなんです。そういう審議会の性格があるとするならば、これは私は審議会のメンバーをかえ、さらには構成についてもかえなければならと思うのです。ですから私は、そういう原則について明らかにした上で、議会を構成して、少なくとも労働者は、性格がかわるし、この審議会は然解散をすべきだと思う。新たにそな場合には、慎重な配慮がなされる審議会でなければならぬ、こういう見解は持つわけありますが、いかがありますか。

○井上説明員 先ほど御説明申し上げました石炭鉱業審議会の部長会議の意見についてでございますが、これは石炭鉱業審議会そのものの意見ではございません。これは石炭鉱業審議会から政府に意見書を出すことを部長会議の意見が一任された、そういう形で意見が述べられております。したがいまして、部長会議の意見といふものは、石炭鉱業審議会そのものが審議して意見を出したということとは、性質が少し違ったと思います。特に石炭鉱業審議会におかれましては、百万トン削減という問題に関連いたしまして、ただ漫然と一百万トン削減ということはできないと、いうことで、やはり百万トン削減するについては、やはり地域経済とか雇用とかというような点に関して、そういう配慮から、あえて政府の原案を削減したものであるから、無条件で削減するわけにいかないというような御意見がありました、ただ、だからといいまして、この石炭鉱業審議会は個別の山については審議の対象にはしない、ただし経理審査会だけは別でございますが、それ以外の部会においては、個別の山についての討議は一応しないというような考え方から、審議会の部会での、この審議会の場において、こういった意見を出すことは適当ではないとしております。したがいまして、これまでも何でもない部長会議といふものがあえて開きまして、そうして慎重に検討された御意見だというふうに考えております。したがいまして、これは審議会そのものということとちょっと違うということだけ御理解いただきたく思います。

に第二会社の問題につきまして、閣議決定を行なつたのでございまして、その趣旨は岡田先生御承知のとおり、私ほど申しましたような趣旨で閣議決定が行なわれたわけでございますが、この四月六日の第二会社に関する閣議決定の趣旨を私どもは今日でも体して考えておるわけでございまして、したがいまして、審議会の部会長会議から先ほどのような意見は出でておりますけれども、政府といたしましては、この意見は意見として尊重しなければいかぬと思ひますけれども、しかし実際問題といたしましては、この部会長会議の意見は、単なる意見でございまして、実際問題としては労使が自主的に判断して、第二会社が妥当であるかないかというようなことは、労使みずからが話し合つてきめるべきことでござります。その話し合つた線については、政府もその趣旨を尊重していきたいとうふうに考えておるわけでございます。不当な介入ということはないのです。ないかというふうに考えます。

だからそこから出でてくる意見といううのは、当然審議会の意見だ。そういうふう、審議会がそこまで審議をして結論を出すことは不适当と思うのです。しかも、この内容はすでに新聞紙上に公式的に報道されておるわけです。その及ぼした影響ははかり知れないものがかかる。三井鉱山の社長は何と言つたか。二山が第二会社で残ることは不満である。しかし、一応そういう結論が出たのであるから、この点については不満であるけれども受けます、こういう談話を出した。三井鉱山の社長が談話を出しておるのは、そのことを明らかに知つておるからそういう談話がかかると思う。ですから、私はそういう審議の経過について問題があると思う。審議会でやることは雇用の造成、地域経済に与える影響、地域経済の問題について特に自民党社会党で、公営企業で約束した事項であり、政府がこれを確認している事項なんだ。

う。これでは、今後昭和四十二年度での重要な閉山規模をきめ、石炭産の合理化問題を一緒に扱う審議会のンバーとしては、不適当だと思う。ういう常識のない、そういうことの観情勢を知らない、国会審議の経過知らない者が集まって、こうじう審議会で結論を出す、不适当な結論を出す、限以上の結論を出すということは、時代にないと思うのです。政府にはいろいろな審議会があります。これは、実行する問題点について出すわざでしょ。ほかの医療審議会とかなとかと違うのです。政府がそのあと選択してやるというものではあります。審議会の意見を一〇〇%取り入れるという方式でこの石炭鉱業審議会、そういう国会の審議の経過、与党、野党並びに政府間の約束というものを無理にして、そういうおこがましいことやって、やっているから、資格がないと思う。ひとつやめさせて、新たにもう一度検討し直して、審議会をつくづくらいたい、こう思うのですが、次官、かがでしょ。うか。

までは、われわれ一応はかり知ることができるわけでございますが、しかし政府といたしましては、先刻も御答弁申されました上での実施に移したい、かとどとのった上で実施に移したい、かのように考へておるわけでございます。
○岡田(利)委員 私はこの九州二山ほかの山ならば、ここまでいかぬと思う。私は今日の三井鉱山の置かれている現状をよく知っているから、特にこの二山についてこういう企業形態にまで介入したということとは、単に一つの企業のものだけを考へて、そのもので企業擁護、こういった面を十分配慮したから、このような越権的な、労使間に介入するような結論を出した、そういう意見を見付した、こう私は理解せざるを得ないわけです。したがつて今日、三井鉱山を起点として、三井鉱山をどうするかというの、石炭政策の大部 分です。それだけに政府はいまの私企業を立て直すためには、三井鉱山を安定させなければならない、それにはここまで言わなければ、がたがたしたのでは問題が出てくるという判断から、このよくな先ぱしついた意見書といふものがつけられたと思うのです。いま戻政課長が朗読したように、これは公式的審議会の意見として付されて大臣に出されているわけです。そういう意見が正式に付されているのです。別に、行政上そういうことも十分配慮してやりなさいという程度のものではない。公式に文書で、非公式に言われたのではなくて、公式に付されたのだから、この与える影響は大きいですよ。これは死刑の宣告ですよ。これ以外にないということですよ。しかし一方に

おいては、規模を百万トン縮小したわけありますから、審議会としては百万吨縮小して、あとは三井鉱山のそれに基づいて、二山を含めて百万トンになると、今の形態でいいかどうかは三井鉱山自身が考えて、労働組合に相談すべきですよ。それを審議会がそういう意見をつけ、通産省がそれを指導するということは、国家管理ですよ。国家管理なら国家管理のように、合理化法は根本的に改定しなければならぬ。そのことはわれわれの望むところですから、そこまでいくという決意があれば、私はいいと思うのです。しながら中途はんぱでこういう審議会が、いま私が述べているようなところまでいくということは、審議会の性格、権限についても問題があるし、しかもいままでの国会の審議の経験や与党、野党、政府間の約束なり、閣議決定を十分理解しないで、そういうばかげた意見を出すということは、審議会の委員としての資格がない。ですから、これは審議会の委員はすみやかに全員辞職をして、取りかえるべきだ、こう判断せざるを得ない。まして、いまの審議会が労使中立三者対等の立場で、そういう原則で構成もそうなつておれば、労働者側委員も納得した。労働者側委員は、これに対しても態度を保留している。そういうたてまえもとられていないわけでありますから、なお私は問題があると思うのです。ですから私は、審議会というものの構成については再検討すべきだ、こういう強い結論を持つておるわけです。でなければ、これはとてもこういう審議会の運用では、われわれは安心してまかせることができないとということになる

と思うわけです。一応私は、この問題は重要な問題ですから、先ほどの問題と同様、ここではなかなか結論が出ないようですから、保留しておきたいと思います。

沙汰お伺いしたいのは、北海道における十八万トンの閉山規模の縮小の問題であります。少なくとも政府が原案として出して、十八万トンの閉山規模が北海道においては縮小されたということは、それなりの根拠がなければならないと思う。この十八万トンの閉山規模を縮小した審議会の審議経過、内容についてお伺いしたいと思うわけです。

○井上説明員 北海道のあの石炭地域におきまして、石炭業審議会の合理化部会、雇用部会におきましては、政府の原案をさらに十八万トン程度削減されたわけでございますが、これは筑豊の場合と違いまして、政府の計数整理のような形で行なわれておるわけあります。実質的には、率直に申しまして、これは昭和三十七年度末から昭和三十八年度初めにかけての閉山の見方、この判断によりましてそのような計数整理が行なわれたわけでございまして、筑豊のただいま問題になりましたようなケースとは、ちょっと事情が違う内容でございます。

○岡田(利)委員 この十八万トンといふ閉山規模の縮小といふのは、月産にすると一万三千トンくらいになるわけです。そういたしますと、この十八万トンの計数整理が出るというのも大へんな問題だと思うのです。いま十八万トンの出炭規模の炭鉱に、一休労働者はどれだけ働いているでしょう。これは千名の労働者が働いていますよ。十八

三万トンの石炭を出すのに働いておる労働者は、千名おります。ですから、これはもう地域経済に与える影響は非常に大きいのです。ですから、二万トンや三万トンの計数整理が行なわることは、当然あり得ると思うのです。しかしながら、百六十一万トンに対して十八万トン。最終的には百六十一万トンですから、閉山規模の一割の計数整理が出てくるということは、私はこれは少なくとも労働者の命を制する、山をつぶすかどうかという問題の場合には、あまりにも大きな数字である。九州におきましては二百九十五万トンですが、北海道の場合には、最終決定は通産大臣が公示したものは百六十一万トンです。そうするとこれは一割を上回る計数整理である。これはちょっと納得できないのですね。そういうようなことが政府原案から出てくる、計数整理が十八万トンも出るとするならば、調査団が何のために長い間調査し、通産省は何のために一体この点についてやってきたのか、私は非常に理解に苦しむわけです。少なくとも私の想定では、これは現在のスクラップを進めていく過程において、いろいろ企業形態の問題、あるいは山と山との鉱業所の合同の問題とか、いろいろ問題がある。したがつてそれらの検討を加えて、当然この報告がなされなければならぬと思うのですね。私はここで山の名前については、そういう一つの山をつぶすとか生かすとかいう問題ではない、そもそも、単なる計数整理ではないんだ、そういう点について北海道の合理化にうる別々の鉱業所単位の統合とか何とか

いう問題、当然そういう重要な面から十八万トンの通産省のいう計数整理というものが出てきたんだ、こう言わざるを得ないと思うのです。そうでなければ、これはおかしいですよ。そういう理解でよろしくございますか。
○井上説明員 この十八万トンにつきましては、計数整理ということを申し上げましたが、これは先ほども申しましてように、いつ閉山することになつたかという、その閉山の時期の判断に関連する問題でございまして、三十七年度末つまり昭和三十八年三月三十一日に、ほとんど全部の労働者の方が他に再就職されたが、それが一人残つていたために、それが三十八年度の閉山によって離職の方方が特によけいになつたとか、そのためには離職者の要対策人員があふえるというような関係でございますので、実質的には、それほどこの山でござりますという答弁をすれば、すぐ御理解いただけると思いまが、抽象的ではなはだ恐縮でございません。これは本来ならば具体的にどういったためには離職者の要対策人員があふえるというような関係の計数整理ではございません。そういった年度、三十七年度から八年度への閉山の時期の判断にからむ問題でございまして、その程度のことと御了解いただきたいと思います。

は、有沢團長は私の質問に対しても、答申大綱に基づく答申詳細を報告します。こう国会で正式に約束されておる。これがまだ報告されていないということが明らかになった。一、二人の人が残ってやつておるそですが、これは通産大臣が委嘱した調査団ではないのです。内閣総理大臣の権威ある調査団として、わが国歴史始まって以来の定期的な調査団である。この調査団の結果が非常に明確でないということは、今後非常に政治問題として重要問題だと思うのです。この点について私は一つ質問を保留しておきました。

第二の質問は、九州北部地域における三井二山、すなむち田川、山野の第二会社の問題です。審議会が第二会社の問題まで言及するということは、企業形態の変更であり、労資の問題に対する不当介入である。そういう権限は審議会はない。あるとするならば大問題である。ですから、そういう閣議決定や国会審議の経過もわからぬようなメンバーが集まつておる審議会は即刻これを解散して、新たな審議会の性格をすべきであると、私は意見を述べておるのであります。この点も私は質問を保留しておきました。今後の審議会の性格上きわめて重大だと思うのです。個別的な山の問題については、企業形態の変更とか、そういうものはやらぬとなることのわからぬ審議会がかつてないうことになつておる。閣議決定で第二会社は労使間で正式に希望する以外は認めぬということをいつてある。そんなどうかしている。これは審議会の性格としては、重要な問題だと思うので唯々諾々として受け取つておる通産省

す。私に言わしめると、労働者の死命を制する審議会の結論なんです。ですから、これは当然、そういうわけのからぬ、理解不足の審議会のメンバーは即刻やめてもらって、新たにもう一度組織を検討し、委員を任命すべきであります。あらためて繰り返す気持はありません。あとからまた審議の日程がありませんから、そのときにあらためてこの二点は、お伺いします。

そこで大臣にお伺いしたいのは、この石炭鉱業審議会において、昨年末の国会でわれわれは、この審議会を改組強化するにあたっては、合理化法の改正は石炭関係のいずれの法案にも先んじてすみやかに出て、そうして合理化法をきめて、それに基づいて石炭鉱業審議会を改組強化して、閉山規模なり、石炭鉱業審議会で審議をする必要案件について審議すべきである、こういう意見を述べてまいりました。ところが大臣はがんとしてきかないで、当面はこれでいいのだ、あとは閣議決定で改組強化することになつているから、それで省令を改正してやればいいんだ、こういう意見に終始したことには、われわれの見解と対立をしたところです。ところが今度の改正案を見ましても、いままで合理化臨時措置法の中には、雇用の問題まで政府が取り上げるという方式はなかつたわけです。それは通産省の合理化臨時措置法に基づく合理化計画に基づいて、あとは労働省がこれはしりぬぐいをすればいい、こういう方式だったわけです。そ

れではないということで、調査団は、審議会の審議の内容についてもかくあるべきである、こういう答申を実はしておるわけです。政府は実はこの答申を尊重したわけです。ですから雇用の問題については、これは新たにつけ加えられた部面である。法律的に新たにつけ加えられて、しかもそのことが新たに鉱業審議会の任務になつたわけです。鉱業審議会は合理化法に定めてあることを審議するわけです。雇用の問題については、全然やつてはいかぬという規定はないけれども、法律的にはいままでなかつたわけです。新たに目的に、安定という中に、成田質問に対して、これは雇用計画が大部分ですという福田大臣の答弁によつて了承されておる。そういたしますと、今までの合理化法の改正を見ると、この雇用の問題が労働大臣の所管事項として、通産大臣の所管事項と相かね合わせて鉱業審議会で審議をする、こうなつておるわけです。ですからそういう意味では私は、この法律改正で審議会を改組強化すればいいんだという大臣の考え方には、若干ここに問題があると思うのです。だから私は、どうも雇用の問題についてはあまり熱心でなくて、不十分だと思うわけです。そして合理化のほうだけを優先さしてものを考える、という風潮が、審議会の中にも出てきておると思うわけです。したがつて、私はこの法案が通つたならば、あらためて鉱業審議会は改組強化すべきである。単に鉱区調整部会だけをつけ加えるというのではなくして、あらためて雇用の問題を、この法律がどういう形で通るかわかりませんけれども、そういうものを含めて鉱業審議会というも

○福田国務大臣 お答えをいたします。いま岡田委員からお話をありましたが、たとおり、私は従来の法律のうちに、あなたも御存じのように、その条文において、これは実は措置をとるまでには至らないいろいろの勉強したつもりでありますから、それが改正されば、もう一ぺんその審議会はレビューしてみる必要があるのじゃないか、こういう御質問かと思うのであります。根本の精神は第七十条によつて貫かれておりますので、その内容の不明確な点を明らかにしておるというふうに私たちとしては解しておりますから、特にこの法案が通つたからといって、今までの審議会を考え直してみると、必要なものではないのではないか、同じような目的をここで明らかにして、疑義を明らかにすると同時に、雇用問題といふことは非常に大事であるということを明確にすることに重点を置いてあるということを明らかにする必要があります。こういう考え方の方でこの法案を提案しておるといううけでございます。

記憶になつておると思うのですが、この問題を質疑している最中に、委員長から質疑を打ち切られて、臨時国会ではきわめて不穏な個所なんです。それだけ私は因縁があるところなのであります。あなたはこれはできる、できること終始答弁されたわけです。できるならば、法律を改正する必要はないじゃないですか。私は、それはできないことは法律的でないと思いますよ、何でも重要な事項だから。しかしながら、審議会は一年前にできたわけではないのです。審議会は、できてもう四年も五年も経過しておるわけです。そういう経過からいっても、問題が正式に取り上げられたことはないのですね。審議会が雇用の問題を計画的に、重点的に取り上げられたことはない。希望条件程度には出ましたけれども。ですから、私はどうせ合理化法を改正するんだから、特に調査団の最終目的、調査団ができた目的——池田総理が確約したのは、国際収支とエネルギーと雇用の安定を三本の柱、石炭産業として重要である、何とかにわたる会見でも、総理はそう言明した。ここほど緊急に法律を改正する必要のあるところはないと思うのです。それをあなたのほうは、やれ離職金はどうだとか、そのはうだけをちょっとと改正して、この面はできるんだ、できるんだという態度で終始したことが、私はきわめて問題だと思うのです。でないとあれだけがんばられたんだから、現行法でやればいいわんじやないですか。あなたはがんばられたんだから、現行法でやればいいわけでしょう。そうではないわけです。わざわざ目的に新たに安定という文字をつけ加えられて、労働大臣の所管す

べき事項についても、わざわざ法律上明確に定められた。ことと鉱区の問題だけですよ、法案が大きく変わっているのは。それだけ重要な個所なんです。それをあなたは、いや、できるんだ、できるんだと、そういう態度は、少なくとも通産大臣として芳ばしからざる態度だと思うのです。ですから、そういう意味で、合理化法が変わったのですから、しかも、あなたもがんばられたけれども、炭鉱の問題は緊急な問題であるということで、便法的にそういう方法であったということは理解できて、そういう点については、審議会はいはず開かれるわけですから、法案の修正点を審議会に説明をして、そしていままで審議したものについても、そのままきまつても、一応そういう趣旨に基づいて処置をされることがより望ましい、そういう態度のほうが、私は望ましいと思うのですが、この点についてはやられる意思があるかどうか、お伺いしたいと思います。

は、鉱業審議会といふものをあらためて改組するなり、あるいは今までやった処置も全部もう一ぺんレビューしなくてはいけないかということであります。が、われわれとしてはこれでできることでございますから、今までやつた処置もレビューするということは必要ないと考えますが、しかし、いままでではこういうことをしておつたんだという報告、この改正が行なわれたときにあつた、審議会において、こういう改正案が今度通つたということについてもう一ぺんレビューではなくて、こういうことがあつたけれども、今までのことはこうだといふことぐらいの報告ならば、私は何もしていけないということにはならないと思いますが、考え方として、今までの措置が有効であったというたまえをとつておるのに、もう一ぺんレビューし直すということにはならないのではないか、こういうふうに考えておるわけでございます。

○岡田(利)委員 私は、第一の理由

は、鉱業審議会といふものをあらためて改組するなり、あるいは今までやった処置も全部もう一ぺんレビューしなくてはいけないかということであります。が、われわれとしてはこれでできることでございますから、今までやつた処置もレビューするということは必要ないと考えますが、しかし、いままでではこうだといふことをしておつたんだという報告、この改正が行なわれたときにあつた、審議会において、こういう改正案が今度通つたと

いて、こういう点が問題だと私は思う。それから第二の問題は、今年度の再就職計画で三万人の新たな労働者が首を切られ、加えて、今年度の末には全員が就職できればまだ問題はないが、計画では就職できないのです。ですから、これを前進させる方向で再検討すべきではないか。私は、合理化計画は適法ですから、一応閉山というものは、そういうことを変更しろとは言つていいが、こういうふうに考えておるわけではありませんが、考え方として、今までの措置が有効であったというたまえをとつておるのに、もう一ぺんレビューし直すといふ必要はないのではないか、こういうふうに考えておるわけでございます。

○岡田(利)委員 私は、第一の理由は、合理化法の改正が前臨時国会で出されていなかつたのならいいのですけれども、せっかく合理化法の改正をするのなら、総理が言明している重大な柱である、調査団が答申している最大の重要な柱であるそういう問題について、なぜ同じ法律を改正するならばその面について改正しないのか。それはできるからやらぬ、こうあなたは終始されたわけです。そして今通常国会にこれをそつと出してきた。そうであればどうあるように、あなたのほうも、これは改正する必要はある、しかし事務当局で間に合わなかつたなら間に合わなかつたとはつきり言えよ

かった。そうは言わないのです。とにかくこれはやれるのだ、こうあなたは終始言明されたわけです。ここに政治家として問題がある。そして何ヵ月もたたないうちに、二ヵ月か三ヵ月の間にほつとこの法案が国会に出され、再び合理化法の改正が出されてくるという点が問題だと私は思う。

そこで、第三の問題は、今年度の再就職計画で三万人の新たな労働者が首を切られ、加えて、今年度の末には全員が就職できればまだ問題はないが、計画では就職できないのです。ですから、これを前進させる方向で再検討すべきではないか。私は、合理化計画は適法ですから、一応閉山というものは、そういうことを変更しろとは言つていいが、こういうふうに考えておるわけではありませんが、考え方として、今までの措置が有効であったというたまえをとつておるのに、もう一ぺんレビューし直すといふ必要はないのではないか、こういうふうに考えておるわけでございます。

○岡田(利)委員 いまあなたのお話がございましたように、スクラップ・アンド・ビルトの計画については、これでございました。斯くて、この計画では就職できないのです。ですから、これを前進させる方向で再検討すべきではないか。私は、合理化計画は適法ですから、一応閉山というものは、そういうことを変更しろとは言つていいが、こういうふうに考えておるわけではありませんが、考え方として、今までの措置が有効であったというたまえをとつておるのに、もう一ぺんレビューし直すといふ必要はないのではないか、こういうふうに考えておるわけでございます。

○岡田(利)委員 いまあなたのお話がございましたように、スクラップ・アンド・ビルトの計画については、これでございました。斯くて、この計画では就職できないのです。ですから、これを前進させる方向で再検討すべきではないか。私は、合理化計画は適法ですから、一応閉山というものは、そういうことを変更しろとは言つていいが、こういうふうに考えておるわけでございます。

○岡田(利)委員 いまあなたのお話がございましたように、スクラップ・アンド・ビルトの計画については、これでございました。斯くて、この計画では就職できないのです。ですから、これを前進させる方向で再検討すべきではないか。私は、合理化計画は適法ですから、一応閉山というものは、そういうことを変更しろとは言つていいが、こういうふうに考えておるわけでございます。

○井上説明員 原料炭の問題につきましては、これは先般米鉄鋼業界と通産省の間でいろいろ話し合いを進めました。ささらにまた、石炭業界と鉄鋼業界の話し合いもありまして、結局最終的

やることで関心はないらしいのです。が、この面は、合理化法は労働大臣の所管の面についても規定されますけれども、その主たる所管は通産大臣なんですが、この面は、合理化法は労働大臣の所管の面についても規定されますけれども、その主たる所管は通産大臣なんでもたたないうちに、二ヵ月か三ヵ月の間にほつとこの法案が国会に出され、て、再び合理化法の改正が出てくれるという点が問題だと私は思う。

そこで、時間がありませんから審議を急ぎたいと思うのですが、最近の需弁は必要ありませんから、十分承認を願つて、この面を積極的に考えていただきたいと思うのです。

そこで、時間がありませんから審議を急ぎたいと思うのですが、最近の需弁は必要ありませんから、十分承認を願つて、この面を積極的に考えていただきたいと思うのです。

そこで、時間がありませんから審議を急ぎたいと思うのですが、最近の需弁は必要ありませんから、十分承認を願つて、この面を積極的に考えていただきたいと思うのです。

そこで、時間がありませんから審議を急ぎたいと思うのですが、最近の需弁は必要ありませんから、十分承認を願つて、この面を積極的に考えていただきたいと思うのです。

そこで、時間がありませんから審議を急ぎたいと思うのですが、最近の需弁は必要ありませんから、十分承認を願つて、この面を積極的に考えていただきたいと思うのです。

には、植村さんのがあつせんという形で両業界の話が先般ついたわけでございまして、三十八年度の鉄鋼の引き取り見通しといたしましては、七百四十五万トンということに決定されております。現在鉄鋼業界は逐次不況から脱しまして、好況に転じつつある傾向を伺っておりますので、私どもの見通しといたしましては、三十八年度のこの七百四十五万トンの鉄鋼業界の引き取りは、一応可能ではないかというふうに考えております。

○岡田(利)委員 大臣にお伺いしたいのですが、昭和三十八年度の上期の石炭外貨予算というものは、すでに決定されておるわけです。この外貨予算といふものは、これは昨年から見て微増しておるわけですね。外貨割り当ては減ってはいいないです。一方においては原料炭引き取りが順調ではないのです。昨年下期の外貨割り当てについてもそうだった。今一度上期の外貨割り当てについても、これは需要者本位で考えれば、原料炭の価格の差がありますから、結局そういう希望は強いと思うのです。しかし貿易収支は慢性的な赤字である、そういう傾向を持続するということは、もうだれしもが認めておるところです。ところが、一方において石炭対策がやかましくいわれて、国内原料炭の引き取りは順調にいかない。外貨割当の場合には、これは減るどころか、依然として漸次微増する傾向を持っておる。このことは相矛盾するのではないか。そこで、原料炭の輸入については長期契約があるからこれはなかなか減らすことはできないんだという説がありましたがれども、私が調べたところによる

と、そういう長期引き取り協定を結んでおるところはないわけです。そういうふうに申しますと、これだけ石炭対策をやつさなければならぬことは、いまだ国内原料炭が余るといふことは、粘結性をデリミットして一般炭に振り向いていく、こういう傾向を強めるわけです。このことは石炭政策としては不十分であるし、答申に基づいて、原料炭はこれからビルドアップしてさらに増産をはかる、そういうふうことで各社は増産態勢に入っている。ところが鉄鋼の景気がなかなか立ち直らぬ、外國炭は依然として入ってくる、国内原料炭が余るという現象は、石炭政策としては下の下だと私は思うのです。外貨の面から考へても、エネルギーの安全保障の面から考へても、雇用の面から考へても、特に国際収支の問題を總理は大きな柱に出しているのですから、この点をどのように考へられ、どう判断されて昭和三十八年度の上期石炭外貨予算を決定されたのか、通産省の考え方を聞きたいし、大蔵省としても、国際收支の問題についてずいぶん配慮されておると思うのですが、「一方に金はなかなか出ないけれども、外貨の予算だけは、こういう石炭政策を国としてとつておるにもかかわらず、依然として同じような傾向を保つておるのはどういう意味なのか、どこまで検討されておるのか、ひとつからは、原料炭をもつと引き取つてくれたい。

れという要望が非常に強かつたのでござります。しかし、既契約分が四十五五トンあつたのを実は五万トン削つておるようなわけでありますと、向うは六十万トンゼひ引き取つてくれ——これでは豪州との貿易関係等から見まして、われわれとしてはもし石炭政策がなければほんとうは引き取つてやりたいといふような感じもあつたのですが、それだけは何としても国内で困つておるからといふことで説明をして、向こうは不承不承承知をしたという実情もござります。それからこの間豪州のペースあたりからやつてきた人たちの話でも、そういうこともいろいろございました。それからこの間豪州の面でも、そういう形が公に出ていなくとも、義理としても買わなければならぬといふようなものを作り出していくべきであります。八幡としても富士にしても、そういうことはあります。しかしそういうことはこの際、今後石炭問題を根本的に解決していくために、こままでしているときに、そういうものをやすとすることは好ましくないといふので、われわれとしては極力押えておるわけでありまして、岡田委員が御理解を賜わつて以上に政府としては努力をいたしておるつもりでござりますので、御了解を賜りたいと思うのであります。

ますけれども、漸次ふえていく。ところが鉄鋼の場合、輸入炭の比率が非常に高い。もちろん鉄鋼の場合は特殊で、ショウガれども、あのヨーロッパのガスの場合には、国内原料炭が非常にウエートを占めているわけです。従つて鉄鋼の大資本の背景の中に、政府のこういう政策はどうも行き渡らぬのではないかという懸念が私は非常にするわけです。ですから現実の問題として、調査団の原料炭の国内消費の見込みについていふことも、最近ちらほら言われつつありますし、あるいはまた鉄鋼生産の長期見通し、これに伴う国内原料炭の需給見通しも、今日不安定要素が非常にふえてきているのではないか、こういう懸念がなされるわけです。したがつて、もちろん反対輸出等の関係もあって、特に蒙州の場合は私は問題になると想いますけれども、やはり国内原料炭消費優先という原則は貫かれていかなければならぬと私は思いますが。もしその結果、景気の変動によって国内原料炭の貯炭がどうしても一時増大するという場合には、そういう措置を政府が責任を持つべきではないか、こういう考え方を持つわけですね。これはもちろん一般炭の場合も出てまいりますけれども、特に経済変動等によつて、輸入炭は一定量入つてくる、国内原料炭は引き取ることが非常に不可能であるという場合には、政府は、政府の責任において原料炭は確保していくのだという基本方針に基づいて、そういう貯炭融資等について重点的に配慮する考え方があるのかどうか、この面については、いま大臣が説明された内容とかね合つてどうお考えになつておるか、見解を聞きたいと思

○**福田国務大臣** 海外から入れるものについてはできるだけ入れないようにする、国内でもし余った場合には、それに対して何らかの措置をやれ、こういう御意見と承るのりますが、御趣旨のようにいたすべきだと思います。ただし、これはすでに五千五百万トンというワクがはまつておりますので、そのワクを越えてどんどんつくった場合でも幾らでもめんどうを見る、こういう御趣旨ではないと思うのでありますから、その点はわれわれも十分配慮いたすべきである、かように考えておるわけでございます。

○**岡田(利)委員** 大臣は時間の都合があるそうですから、この一問で大臣への質問を終わります。

いま豪州炭の問題が出ましたけれども、これは通産省も御存じだと思うのですが、三井鉱山が豪州炭の海外開発を計画して、一応そういう方向で長い間折衝しておった。ところが、三井鉱山は企業が非常に困難な情勢に直面してもたもたしておったという結果、アメリカ資本によってその豪州の膨大な鉱区が買い上げられた。そこでアメリカの資本が出てきて、豪州で豪州炭の採掘を始めることになった。私は具体的にはあまり承知しておりませんけれども、そういうことが報道されておるわけです。確かめたところ、それは事実です。石油の問題については、海外開発ということが非常にやかましくいわれている。ところが石炭の場合には企業がそれぞれ別々であって、国策的な会社がありませんから、特に原料炭の確保という問題については、少なくとも一千万トン以上り（昭和四十五

年度には二千五百万トンにのぼる原料炭を輸入しようとする日本の所得倍増計画の計画から見ても、海外原料炭開発という問題は、石油の油田開発と同じだと思います。これをやるとすれば、いまの企業単位では不可能だと思います。一方において国内では、企業が政府の方針に基づいて合理化を進めていくわけですから、その余力をもつて海外に行って原料炭開発、そういう地域を確保することは、石炭企業の実態から見て非常に困難だと思いません。ですからそういう方向を考えるとすれば、石油と同じなんですから、政府はそういう点について十分検討しないで、何らか一つの海外原料炭開発の母体をつくらなければならぬのではないか、こういう気がするわけです。これも所得倍増計画で二千五百万トンで、昭和五十五年には四千八百万トン程度の石炭の輸入になると見ています。ものすごい量です。カロリーで計算すると、国内炭とほとんど匹敵する。それだけの石炭を海外から輸入する計画が立てられておる。政府で一応そういう目安が立つておる。ですから、これは石油の場合と同じように、いまにして政策を立てないと問題が残ると私は思うのです。この点についていままで検討されたことがあるのか。これは單なる石炭の私企業にのみまかしておるのか。私はこの政策を打ち立てるのには、もうまではおそいと思われるくらいの時期だと思うのですが、この点何かあれば見解を説明願いたい。

○福田国務大臣 三井のお話は、私はあまりつぶさに承知はいたしておりませんが、たしかあれは弱粘ではなくて、強粘結炭であつたと思っておりま

す。いずれにいたしましても、将来エネルギーの問題を所得倍増計画とからみ合わせてどう考えていくかということは、いままでも研究はいたしておりますが、今後も十分研究をいたさねばなりません。そうして、もし必要が起きたとしても、石炭で四千八百万トン入れるのがいいのか、油で入れるのがいいのか、どういうふうにしていくのがいいのかということ、私は問題が残つておると思いますが、いずれにいたしましても、そういうものを海外から入れるということになった場合にどうしたらいいかということになれば、あなたのお考えのような構想をもつて处置していきませんと、ばらばらに入れるといふと、それがまた非常に影響がある。したがつて、一つの特殊機関でもつくる、そこでやらしていくくという考え方も一つのりっぱな考えであると思いますので、今後ひとつ研究をさせていただきたいと思いま

○岡田(利)委員 時間がありませんから、大臣にはまたあらためて質問をすることにいたします。

次に、一般炭の確保の問題ですが、最終的には三千五百万トンの電力用炭を確保する、こういう基本方針を貫かれて今日起きておるわけです。ですから、いろいろ歴史的な因縁関係はあるとしても、流通合理化の面から考えても、炭価を下げていくという面から考えても、こういう点についてはまず合理化をする、同時に、石炭の引き取りについてはある程度、もう少し強力に義務づける必要があるのではないか。長期協定を結べば、その電力会社と石炭会社の長期協定を確認する機関源開発調整審議会でも、その面を配慮して石炭火力発電所の新設等についてもきまつたよう聞いておるわけです。しかし、去る三十一日の電力用炭の引き取りとそれを想定しての電力用炭の引き取りについてはある程度、もう少し強力に義務づける必要があるのでないか。代金の精算のほうは、今度は新しく法案が出されておりますけれ

ども、長期引き取り協定に基づく電力用炭の引き取りということになりますと、なかなか石炭会社と電力会社との間に順調にいかぬ問題が出てくるのではないか。こう私は懸念しておるわけではありません。しかも現在電力会社に納めておる石炭というのは、山から直接納めている場合もあるし、商社を通じて納めている場合もあるわけです。私は、その電力用炭代金の精算をすることも必要で、むしろ中間マージンを少なくて、少なくともこういう三千五百トンの石炭をたくとするならば、山から直接石炭を電力会社に納入させ、いわゆる直売制度に完全にすべきだ、こう考えるわけです。しかも最近の動向を見ますと中国電力、四国電力あたりで、いわゆるワクの買い上げということで、決算委員会でもこれまで問題になつてゐる事件も実はあるわけです。これは、商社の納炭ワクを権利として買い上げる、こういう問題が今日起きておるわけです。ですから、いろいろ歴史的な因縁関係はあつたとしても、流通合理化の面から考えても、炭価を下げていくという面から考えても、こういう点についてはまず引き取りましょうということになつてゐるわけであります。もちろん電力用炭も電気の消費と関連があるわけで、われわれが一応見通しております電気の消費がそのとおりまいりますれば、もちろんその計画達成はできると思つてゐるわけであります。現在のところ、われわれが計画どおりに伸びてゐるとは考えられませんし、また豊渴水等もありまして、相当の豊水がありますれば、当然石炭もその分だけ要らない。

○岡本(茂)委員長代理退席、委員長着席 「岡本(茂)委員長代理退席、委員長着席」

石炭をわざわざたいて電気をつくりましてやることは、われわれとしているものがなかなか順調にいかぬのであるが、将来六千万トンに向かつて需用量の確保に努力していきたい、そういう点は十分検討して努力していただき、こう説明をされているわけあります。そうしますと、電力用炭の引き取りのウエートは、上がつても下がるこではないと見るのが、きわめて常識的であると同時に、そういう見方が正確だと思う。したがつて電力用炭が豊渴水等によって、異常な豊水等があれば電力用炭の引き取りができないという

確保できないということになるのです。な問題だと思うのです。この点、電力用炭の引き取りが減った場合の五千五百万トンの確保ははじょうぶである。こういう見解を石炭局としては持つてあるか、聞いておきたいと思う。

○井上説明員 通産省としましては、前々大臣から御答弁がありますように、五千五百万トンの需要の確保については最大限の努力をしていくわけですが、この需要確保の中でござりますが、この需要確保の中で電力の占めますウエートは非常に大きいわけでござりますので、できるだけ私どもとしましては、電力需要確保に努力してまいりたいというふうに考えております。しかし、経済情勢の見通しにも需要の確保はかかるわけでござりますので、ときには計画以上にふえることもありますようし、あるいは、ときには計画を若干下回ることもあるといふようなことはあるうかと思いますけれども、方向としては従来政府で考えておりますような線で需要確保に努力していきたいというふうに考えております。

政策というものは成り立たぬし、五千万トンの確保もとうていできないと思うんですね。ですから長期引き取り協定に対する保証は一体何なのか、ここが大事なわけです。ですからそういう豊渴水による差があるとするならば、これに対する受けとめるものが必
要ではな
いですか。これは私ま
る、監査

れば、このいすれかの方式によらなければならぬわけです。しかしながら、構造物の貯炭ではものすごく建造費がかかる。トン当たりおそらく五、六千円かかるでしょ。ですからやるとすれば、画期的に圧縮貯炭方式をとれば、トン当たり千円前後でその設備ができる。三百三十万トン程度、その程度の貯炭設備ができる。大体二十年間償却で見ると、これはトン当たり三百七、八十九円、まあ四百円以下で貯炭経費が上がるとすれば、これが一番安い方法ではないかとも考えられるわけであります。ですから需給を調整するというものは、単なる現状の貯炭場を利用するというのではなくて、事電力用炭に関してはそういう画期的な貯炭対策、こういったものはいまからその方向を定めて、来年度あたりそれが建築にかかって昭和四十、四十一年度、特に四十一年度は私は一番問題のある年だと思っております。これは有沢団長も言っていました。これは昭和四十、四十一年の火力会社と石炭発電所の新設の運営状況を見ても一番問題があるのですから、これは早急にうのです。これは有沢団長も言つたように、昭和四十、四十一年の火力会社に対して協力させる。そのことは引き取りに対する、あまり強制を伴わない最もいい方法ではないか、当面考えられる一番いい方法ではないか、こままで検討が進んでおるのか、どの程度検討したのか、お伺いしたいと思うわけです。

現在石炭企業における出炭能力と
ましては、今までのスクラップ・ペー
ルド政策にもかかわらず、なお能力が
に見ますと五千七百万トン程度の能
力があるうと思います。したがいまして
需給との関係もありまして、本年度
遺憾ながらこれを五千五百万トン程度
の出炭規模に縮小せざるを得ないとこ
うような立場から、現在出炭調整を
やつておるわけでございます。ただ電
要確保の見通しとの関連で言いまして
と、本年度につきましては電力用炭と
つきましてもすでに二千五十万トン、
これは閣議決定の中にもある数字でござ
いますが、電力部門としまして、ナ
電で二千五十万トン引き取るというこ
とを電力業界も確約されておりますの
で、本年度については、政府の現在考
えております需給関係は一応計画どおり
いくのではないかというふうに考
ておられます。なお将来の問題につきま
しては、先ほど来御質問になつております
電力需要の問題に関連しまして申
しますと、電力業界とされましては、
同じく昭和四十二年度に二千五百万トン
程度のものを引き取る努力をする、
数年先のことですから、というふうな点
お考えをすでに表明しておられます
で、私どもはそれに信頼をかけておる
わけでございまして、そういった関係
業界の御協力がある場合には、この五
千五百万トン出炭ベースの維持とい
ふことは、一応可能ではないかといふと
うに考えております。

は、これは當てにならぬわけです。すのやつでさえ當てにならぬのです。から、非常にこれは困ったものです。ですから、当然これは引き取りの増減いうものはあるのですから、少なくも將來の電力に対する供給安定の面から考えても、そういう制度は必要だと思うのです。そういう貯炭設備等も必要だと思います。そういう度でありますと、わずか三十億ちょっとでできるわけですから、それは流の近代化もかねてやれば私は可能だと思うのです。このことの立案は、当私は石炭局でまず立案すべき事項じゃないかと思うのです。供給側としては、給の安定を確保する、そういう態勢とるべきではないか、それに対しても側の協力を求めるというのが、私筋だと思うんですね。ですからこれ要求しても、昭和三十九年度分でよい。完成するのは昭和四十年度ですよ。だから、この問題はどうしてもやらなければならぬ問題であるという考え方があるならば、今年度予算に当要求すべきである、そうして来年度まで計算がついて、これができるのは一年かかりますから、そうすると結局昭四十年度にできる、こういうことは実はなると思うのです。特に私は東電力並びに関西電力、この二つの大きい石炭を消費する中央部の石炭の供給の方は、どうも検討する検討するといつて、結局は石炭賃貸程度しか考えて、

ないんじやないかという気さえするわけです。貯炭融資だけでは、これは問題は解決しないわけです。ですからやはりそういう合理的な貯炭方法を考えて、この検討を進めて結論を出して、昭和四十、四十一年の対策として、もう当然今年度予算を要求されなければならぬ問題じやないか、ここまで思ひ詰めて実は私自身は考へておるわけですが、通産省はそこまで思い詰めて検討されたことがあるかどうか、お伺いしたいと思います。

○廣瀬(正)政府委員 石炭の需要確保につきましては、五千五百万吨を目指しておますが、需要の大宗であります電力につきましては、幸いに本年度すでに九電力だけで二千五十分トンという需要が決定を見ることになりましたのは、まことに喜ばしく思つておりますが、なおかつ政府が最善の努力をしておるにもかかわらず、貯炭ができたという場合につきましては、

政府といたしましては、現在のこと、市中銀行に貯炭融資を御協力願うという努力をいたしたいと考えておるのであります。まだ貯炭の設備につきましては、いまのところ具体的な議題にはなっていらないでござります。

○岡田(利)委員 私が意見を述べておりますが、将来の問題ではなく、貯炭ができたときにはもう終わりですよ。結局極端な生産制限をするか、そういう方法しかないと思うのです。ですから、結局いまの火力発電所の能力、こういうものから考

えて豊渴水の差を検討すれば、当然その間相当量の貯炭が四十、四十一年に出てくる。将来にわたっても出てくると思うのです。ですからこのことは、いまにしてやらなければ非常に問題だと思います。来年、再来年になつて、あわを食つてやつてもおそいと思うのです。これは科学的、技術的に十分検討して、その結果どうしてもやるべきだ。せっかく金のほうの精算株式会社をつくるのですから、ささえるものがなければ、金の精算そのものをつぐつても何も需要確保の保障にはならないわけです。価格の保障になつても量の保障にはならぬわけですから、価格をする、弾力的にささえる、これが相かねて初めて供給が安定し、電力会社もある程度その面で弾力性をもつて合理的に石炭をかかえていくことができる、こう私は思ひますので、この点特に私は検討を強く要望しておきたいと思います。

そこで公益事業局長にお尋ねするのですが、有沢団長の説明によりまして石油専焼火力の操業率を下げて、極端にいえば石炭火力をフル運転をする。とにかく石炭の稼働率を相当上げなければ四十年、四十一年の石炭の量は消化できない、こう有沢団長が判定をされ、実はわれわれに説明をされておるわけですね。いま火力発電所をつくつても、これはおそらく四十年末になるわけですから、いうなれば四十一年度にはなかなか間に合わぬ、こういふことになるわけです。大体十二年度以降分ということになる

建設している火力発電所の早期完成といふ問題が一つ考えられる。それと同時に、さらに四十二年度まで増加していく場合にも、四十年以降問題があるわけですから、そういう面で石炭火力の電源開発についても、もう一步計画的な検討を加えるべきでないか、こ

う実は考へるわけです。特に電発の場合はと、水系開発ということで、産炭地であろうがなからうが、電発は電海電力と電発の関係はもちろんあるでしょうが、産炭地における火力開発と電力会社の重油火力の計画を切つて、く以外に方法がないわけであります。

○塚本政府委員 電力会社におきまし

感じがするのですが、この点の説明をしていただきたい。

○塚本政府委員 電力会社におきましては、電源開発は相当長期にわたって計画を持っておるわけでありまして、実を申しますれば、石炭政策がきまります以前におきましては、千八百万トン・ベースの引き取りを予定いたしましたが、重油火力の計画も一応できました。ところが、石炭政策がきまりますと、五年度三千万トン、こういうような計画になりますれば、当然今までの各電力会社の重油火力の計画を切つて、く以外に方法がないわけであります。

○岡田(利)委員 現状の需要の面で、電源開発量が関係してくるわけですが、わが国の九電力別の供給予備率の問題です。これはとり方もいろいろあります。電発の関係といふものは、

率を落とすということは、引き取りの最中におきましても、どうしても目標だけの石炭がとれないというような事態が起りますれば、そういうたどりもある程度やらざるを得ないかと思いま

すが、そういう重油専焼ができるものを稼働率を落とすことは、つらくないよりもさらに非常に不経済なやり方であります。そういう不合理的なやり方はなるべく避けたいといふことで、重油専焼を落としていく、それに見合う石炭火力をつくっていく、こういうことで指導していきたい、かよううに考えております。

○岡田(利)委員 大体三十七年度におきまして八%。これはたまたま需要が落ちましたので、ある程度予備率がふえて八%程度になつております。三十

八年度におきましては大体一〇%

くらいになるんじやないか、かようう考

えております。

○塚本政府委員 大体三十七年度におきまして八%。これはたまたま需要が落ちましたので、ある程度予備率がふえて八%程度になつております。三十八年度におきましては大体一〇%くらいになるんじやないか、かようう考

えております。

○岡田(利)委員 所得倍増計画の電源開発計画を見ますと、大体供給予備率は一〇%を一応予定しております。しかし、専門家の意見を聞きますと、大

きましてもそういうような措置をとりまして、最終年度三千万トンを確保するというようなことに考えておるわけあります。もちろん、たまたまお話をききましたが、その必要性があるのではないかというふうなものを繰り上げて完成すると、いう必要性があるのではないか。資金が裏づけになるものですから、有沢団長の説明等から考えて、私の調べた範囲では、その必要性があるのでないかという

の面を考えれば、日本の経済は急速に伸びたり、今度のように緩慢になると、いうような傾向があるわけであります。伸びる場合には成長率がものすごく伸びる、一五%も伸びるという面があるわけですから、一五%程度の供給予備率を持つことは、私は別に問題はないと思うのです。そこでこの石炭火力の電源開発を見ても、もちろん資金需要はいろいろあるでしょうけれども、設備としては需要の面でそうちゅうちょする必要はないのではないか。それを裏づける資金計画が伴うかどうか、それだけの供給予備率の設備を持って電気料金にどの程度影響がくるのか、こういう問題があるでしょうが、設備の予備としては何ら多いことはならぬ。そういう点で、電源開発の面は進めるうちは積極的に進めるべきだ、そういう中で石炭火力の問題も長期引き取りに基づいて位置づけをすべきだ、こういう見解を持っておるのですが、こういう点についてはいかがお考えでしょうか。

おるのですが、それも佐賀のほうに早くきまり、あるいは下関がきまり、北海道の場合には中央部だけで、単に経済合理性だけに終始して北電の電源開発の申請が行なわれておるというところに問題があるようと思ふわけです。

直接これの調査をいたしたいというう
とで、現在調査を進めおるわけであ
ります。できますれば、今度秋に審議
会を開きまして、できるだけひとつ目
に決定したい、かように考えており
ます。

私は今日の千葉火力、四国その他の火力発電所をずっと見てまいりましたけれども、土地の条件とか水の条件とかいうのは、たいした問題じゃないと思うのです。いまの調査機能、そういう技術をもってすれば、早急に結論が出来る問題だ、こう実は私は思うのです。全国の石炭火力発電所でいろいろ説明を聞くと、水温の三十度以上に上がる火力発電所すらもあるのですから、そう問題はないと思うのです。にかかわらず、この開発がおくれておるということは、これはたとえば今年かあっても四十一年でなければ開業しないのでありますから、そういう面からいつでも、この問題は一体どこまで進んでおるのかという点について、説明を受けておきたいと思うわけです。

法案が審議されてまいるわけですが、これは前回も私は依頼しておきましたけれども、各電力会社にどういう形態で一体炭が納められておるのかといふことが問題なわけです。これは直賣とそれから中小炭鉱の場合には商社経由によるもの面があると思うのです。しかし中小の炭鉱もビルト・アップの山はきまつておるわけです。そうすると、商社の再編成が行なわれていく、こう理解しなければいかぬと思うのです。ですからそのまま放置しておいていいものじゃないとと思うのです。そういう電力会社に成が行なわれていく、こう理解しなければいかぬと思うのです。ですから、大手と中のランクといいますか、間差といふものも、これは当然解消されていく運命と私は思うのです。今年度から実施せよとか、来年度からやれということではなくて、そうなっていくと思うのです。そういう意味で、私は一体どういふべきか、中小炭鉱がどういう形態をとつておるか、そして商社はどうなのか、大手とどういう違いがあるか、大手の場合でも商社を経由しておるのがあるのかどうか、それから大手が商社の納炭ワクを買うなんというように、今後そういう傾向で納炭実績を処理されてい

く方針なのか、私は非常に問題だと思います。これは通産省として、特に石炭局、公益事業局の指導の問題として、これは問題にされなければならぬと思うのです。こういう点について検討されて、改革していく意思があるかどうか。私は当然これは、黙っていてもやはりそういう傾向になると思うのですけれども、ただ放置しておくと非常にいろいろな問題が出てくると思うのです。ですから、ある程度計画的に、時期に合わせて一つの指導を電力会社にも、それから石炭の供給側にも加えていく、そしてできるだけ早急に流通機構が合理化され、しかも安定的に供給できるように、先ほど言った貯炭をささえるという問題も含めて、この問題は再検討して、そういう指導が強力になさるべきものだ、こう思うのですが、特にこの問題は買う側は電力会社になりますので、公益事業局の態度を聞いておきたいと思うのです。

炭鉱、両方両社を使っておる場合があるわけであります。ただ納入の価格につきましては、両社を使います場合は、むしろ直接納入より値段は安くなつております。そういう面におきましては、もちろん石炭の全体の流通機構の問題として考えますれば、あるいはもう少し納入価格の切り下げというような問題も考えられるかとも思うわけであります。今までのところは、一応両社の納入炭というものは、直接の直賣炭よりも高いという実情はないわけです。今後特に電力会社としましては、各生産会社と直結する、これはもちろん、今後渴水等におきまして石炭の納入が非常に不足であるといふような事態がくることも予想されるわけであります。それよりもむしろ石炭の余り過ぎという傾向が強いわけであります。そういう方面から言いますと、できるだけ直賣に持つていったほうが、中間経費も節減できるということでありますので、そういう方向に持つていくことは、もちろんわれわれとしても異存はありませんし、そういうふうにできるだけ指導いたしたい、かよう考へております。ただ石炭全體の配給機構の問題は、これはもちろん両社もたくさんあるわけであります。そういうものをどうするかといふ問題がありますので、石炭局とも十分今後打ち合わせて、そういう方向で進めたい、かよう考へております。

きに、開銀から十億円の金が電力会社に出て、しかも九電力会社からざらに三井鉱山に十億円、納炭の先払いといふことで出されておる実績が実はあるわけです。これは争議の最中であります。争議の最中なのに開銀から十億円の金をわざわざ借り、電力会社が十億円の金を三井鉱山に、北海道とかそれぞれ三井鉱山が納めておるところに先払いとして出しておる。私は非常に不思議な現象だと思うのです。このことを公認事業局長は知つておるのかどうかというものが第一点です。

それから今後精算会社が行なわれた場合に、先払いという制度が行なわれるのかどうか、この二点だけを聞いておきたいと思います。

○ 塚本政府委員 三井三池に対しても電力会社が約十億程度の、融資と申しますか、先払いしたということは私も知つております。ただこれが争議に対する問題としてやつたといふには、私は理解していないわけであります。三井鉱山がつぶれるかどうかというような問題が、非常に真剣に討議されたわけであります。そういう場合におきまして電力業界としましては、石炭について前払いをしたということは実際にやつたのであります。

なおまた、今後そういう前払いをやるかどうか、これは電力業界としては前払いはなるべくしたくないわけであります。ただいろいろ事情がありまして、船で着きました港渡し、あるいは貨物を乗せ渡し、そういうことで仕切つて金を払う、ただし実際の精算は検査後に精算をする。こういうものも一応前払いになつておるわけでありまつ。そういう程度の前払いはあるい

はやむを得ないかと思ひます。できるだけ電力業界としては前払いはやりたくない、かように考えております。
○岡田(利)委員 時間がありませんから先を急ぎますけれども、産炭地域振興法が制定されて、産炭地域振興法に基づく二条並びに六条の指定がそれぞれ行なわれたわけです。しかしながら当時の基準は、昭和三十五年を基準にしてこの指定が行なわれておるわけです。しかし現在の事情というものは、ずいぶん変わつておるように私どもは判断をいたしております。したがつて、この二、六条の、特に六条の指定を受けておるところは問題はないのですが、六条の指定を受けてないところは、そういう事情が変わっておるのにかかわらず、なかなかこの追加指定が行なわれないという点で、最近問題になつてきておるわけです。たとえば、いま水没事故を起こしておる大浜炭鉱の所在する小野田市も、これは六条指定を受けていないわけです。北海道では夕張、釧路等が指定を受けてないわけです。ところが、離職者が漸次集中化してくる、産炭地振興をしなければならない、こういう問題が最近非常に顕著になつてしまりました。そこで、六条指定をする場合には、これは通産省、自治省、それに大蔵省が関係すると思うのですが、少しこれは再検討をして、そして追加指定をすみやかに行なうべきだ。いますでに各自治体は、企業の誘致をやつておるわけです。受けないところ是非常に少ないのですが、ですか、それこそたえるためにも、この六条指定というものは

早急に行なうべきではないか。大体い
ま漏れておる個所といふものは、ほと
んど六条指定の基準に合致しておる、
条件に合つておるというくらいに
私は理解をしておるわけです。この点、
一回きめると、言わなければ、陳情
を受けないとなかなかやらぬといふ実
は悪いくせがあるわけですが、この点
は私も検討するよう前にも要請をし
ておりますけれども、そういう検討
をしておるのかどうか。しておるとす
れば、いつごろ結論が出るのか、この
点について伺つておきたいと思うわけ
です。

産炭地振興法によって初めてできるのではなくて、地方税法の規定によつて現在でも工場誘致等をやつておるところもあるわけでござります。そういうところに對して、その減免による減收をどういうふうに取り扱うかという問題は、その團体の財政という問題とやはり密接な関連をもつて考えていかなければならぬのではないか。そういう意味では、やはり財政の貧弱などところで、産炭地振興のために工場誘致をし、減免をしたために減収になつた、そういうところへ補てんをしていくところで、産炭地振興のために立つべきであろう、こういう考え方立つべきである、こういう二点から、重苦旨に、

○岡田(利)委員 いまの点は、先ほ
言つたような基準をとったのは三十
年でしょう。ところが、産炭地振興
かけ声だけで行なわれていいわけ
す。これからよいよ本格的に漸次
なおうという時期になつてきておる
けです。ですから、前の基準で一応と
たからといふ考え方ではだめだと
います。産炭地振興は、法律はでき
けれども、二年間ほんと空白であ
たと言つて差しつかえない。これか
本格的にに入るわけですから、そういう
意味で、特に漏れておる個所は非常
少ないのですから、早急にこ

どは五では行わ思つたうにされれられたつて、労働者と違つて、閉山になつて解雇されるこの未亡人、身体障害者の人がすぐ自動的に仕事につけるという条件性にはないわけです。しかし、いままで仕事にずっとついておったわけですから、この面から考えますと、炭鉱閉山に基づく未亡人並びに身体障害者対策は、特に厚生省としても重点的に考えるべきではないかと私は考えるわけです。したがつて、厚生省としては、この未亡人並びに身体障害者の問題について、今まで石炭の閉山がどんどん行なわれておるのに、そういう点について十分検討されたことがあるか。聞

○岡田(利)委員 いまの点は、先ほ
言つたような基準をとつたのは三十
年でしょ。ところが、産炭地振興
かけ声だけで行なわれていいわけ
す。これからよいよ本格的に漸次
なおうという時期になつてきておる
けです。ですから、前の基準で一応と
たからといふ考え方ではだめだとこ
ります。産炭地振興は、法律はでき
けれども、二年間ほとんど空白であ
たと言つて差しつかえない。これか
本格的に入るわけですから、そういう
意味で、特に漏れておる個所は非常
少ないでありますから、早急にこし
は再検討してもらいたいということを
強く要望いたしておきたいと思ひま
す。

それから厚生省にお伺いしたいのこ
すが、炭鉱労働者の災害による未亡人
並びに身体障害者の対策であります。
これは非常にむずかしい問題で、災害
のために、未亡人が生活ができないふ
ら、その会社ではその未亡人を採用し
ておる、こういう問題が実はあるわ
けです。この数は、毎年大体六百人づ
死んでおるわけです。ですから、十五
年間に相当な数の、何千人にも及ぶ數
の者が死んでおるわけです。身体障害
者の数は、相當それを上回る数字が云
されておるわけですから、一般的の未亡
人並びに身体障害者対策という厚生省
が考える一般対策では、この問題はと
うてい處理の不可能な問題である。炭
鉱という閉鎖性の強い社会に、非常に
多くあるわけです。今度閉山する三井
美唄では、未亡人、身体障害者は残っ
ておる従業員の三分の一近くに及ぶ事
けです。未亡人だけでも三百人おると
いわれておる。ですから、これは普通

とを要望しておりますが、どうも所管が違うので、炭鉱労働者で、閉山になるその地域に限つてとすることが、非常にむずかしいようではありますけれども、この面についてはどういう理解をされておるのか、厚生省からお伺いしたいと思います。

○大山(正)政府委員 身体障害者並びに未亡人、特に母子世帯の福祉の問題につきましては、厚生省で所管しておるわけでございますが、その雇用の問題につきましては、ただいまお話をありましたように、労働省におきまして、あるいは身体障害者雇用促進法その他によつてやつておるわけでございますが、特に炭鉱におけるこれらの方々の問題につきまして、やはり労働省における就職あつせんの部門に入るかと思いますが、私どもとしましても、身体障害者、未亡人の福祉の問題につきましては、重大な関心を持つておるところでございますので、今後ひとつ労働省並びに通産省と十分連絡いたしまして、御趣旨の線に沿つて努力したい、かように考えます。

○上林山委員長 次会は、明七日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時二十一分散会